

(案)

番 号
年 月 日

実用発電用原子炉の運転計画における記載の取扱いについて

原子力規制庁原子力規制部検査グループ
安全規制管理官（実用炉監視担当） 名

原子力規制庁原子力規制部検査グループ実用炉監視部門は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の17の規定に基づく実用発電用原子炉の運転計画（以下「運転計画」という。）の記載について、実用発電用原子炉設置者のうち、令和3年1月に届け出た運転計画において、核燃料物質の原子炉への装荷が未定であるにもかかわらず、「期末装荷量」が零とされていない運転計画を届け出た者に対し、その記載の適正化を図るため、以下のとおり対応することを求めることとする。

1. 運転計画における「期末装荷量」には、各期末時点で原子炉に装荷されている核燃料物質の量を記載するとともに、他の項目の記載もそれと整合したものにすること。なお、現在原子炉に核燃料物質が装荷されておらず、次の運転サイクルで炉内に挿入する核燃料物質の量が未定の場合には、直前の運転サイクルで装荷していた核燃料物質について、払い出すことが決まっているものがある場合は、その払い出すことが決まっている量を「期末在庫量(払出用)」に計上し、そうでない場合は、その旨の注釈をその他の欄に記して、すべて「期末在庫量(炉内挿入用)」に計上すること。
2. 当該記載に変更した運転計画を、法第43条の3の17の規定に基づき、原子力規制委員会に届け出ること。